

第19期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成27年5月28日（木曜日）午前10時
（開場時間：午前9時）

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

[目次]

第19期定時株主総会招集ご通知	2
（添付書類）	
事業報告	3
計算書類	22
監査報告	32
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	35
第2号議案 取締役1名選任の件	36
第3号議案 取締役に対するストックオプション 報酬額及び内容決定の件	37



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、平成8年10月の設立以来、雇用の拡大を通じて社会に貢献することを使命とし、また、「日本一親身な人材サービスカンパニー」を目指し、多くの求職者の方々に多様な就業の機会を提供することで今日まで成長を遂げ、平成27年1月、東京証券取引所市場第一部上場企業となりました。

当社は、お客様の業務効率化等を実現する企画提案型の人材派遣及び請負等を行うBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）関連事業、コンタクトセンターの活用を中心としたCRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）関連事業、一般事務に関する人材派遣、人材紹介、請負等を行う一般事務事業並びに製造・物流に関わる業務の人材派遣及び請負を行う製造技術系事業を展開しており、お客様のご要望にお応えするとともに、付加価値の向上に努めております。

当社は、今後も企業理念「すべての人に働くよろこびを」のもと、当社が得意とする、最適な業務再構築の提案、業務効率化の企画提案からその運用までを通じて、また、経営環境の変化に柔軟に対応するさまざまな人材サービスの創造を通じて、当社に関わる全てのステークホルダーの皆様への信頼に答えていけるよう、誠心誠意、努めてまいります。

今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



平成27年5月

代表取締役社長
社長執行役員

成澤 素明

証券コード 6070
平成27年5月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
代表取締役社長 成澤素明
社長執行役員

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月28日（木曜日）午前10時
（開場時間 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知の事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.careerlink.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策を背景に、企業収益に改善が見られるなど、景気は消費税引き上げ後のもたつきから脱し、緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、世界経済は、米国経済が堅調に推移しているものの、欧州においては景気回復力が弱く、また、中国経済の減速が続いており、世界経済全体の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

我が国の人材サービス業界を取り巻く環境は、景気が緩やかに回復していることから、雇用情勢は改善傾向が続いており、当業界に対する需要も増加傾向で推移しております。しかしながら、一方で、建設・製造・飲食サービス業界など一部業種で人手不足が深刻化してきているなど、人材確保の面では厳しさを増してきております。

このような経営環境の中、BPO関連事業部門の堅調な受注高に支えられ、当事業年度の売上高は前期比20.3%増の13,948,392千円になりました。

また、BPO大型案件における業務処理の効率化が進展したことなどから、利益面では売上高の伸び率を大きく上回り、営業利益は前期比179.9%増の831,972千円、経常利益は前期比190.6%増の822,200千円、当期純利益は前期比201.2%増の487,605千円となりました。

当事業年度の事業部門別の業績は、以下のとおりであります。

#### < BPO関連事業 >

当事業は、首都圏における民間BPO大型プロジェクト案件の業務量が順調に拡大したほか、民間BPO案件の新規受注が好調に推移し、また、消費税増税に伴う臨時給付金案件など官公庁向けBPO案件も予想以上に受注できたことなどから、官公庁向けBPO大型プロジェクト案件が前期で終了したことによる売上高の減少があったものの、当事業部門の売上高は前期比35.9%増の8,410,415千円となりました。

### <CRM関連事業>

当事業は、テレマーケティング業界の需要回復の足取りが弱かったことなどもあり、テレマーケティング事業者への派遣が低調に推移し、また、前期における大型コンタクトセンターへの派遣案件に代わる大型スポット案件の受注がなかったことなどから、当事業部門の売上高は前期比10.0%減の3,040,930千円となりました。

### <一般事務事業>

当事業は、一般事務案件の需要が持ち直してくるなど、先行きには明るい材料が出始めてきている中、金融機関向けの事務案件をはじめ新規案件の獲得に努めた結果、当事業部門の売上高は前期比2.1%増の950,902千円となりました。

### <製造技術系事業>

当事業は、消費税増税前の駆け込み需要の反動減に伴う生産減が反転し、食肉加工メーカー・機械部品メーカー及び製薬メーカー等からの受注量が拡大し、また、新規業務の受注も回復してきたことなどから、当事業部門の売上高は前期比40.7%増の1,546,144千円となりました。

(単位：千円、%)

| 事業区分    | 第18期<br>(平成26年2月期)<br>(前事業年度) |       | 第19期<br>(平成27年2月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減  |       |
|---------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|-----------|-------|
|         | 金額                            | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| BPO関連事業 | 6,187,957                     | 53.4  | 8,410,415                     | 60.3  | 2,222,458 | 35.9  |
| CRM関連事業 | 3,380,356                     | 29.1  | 3,040,930                     | 21.8  | △339,426  | △10.0 |
| 一般事務事業  | 931,150                       | 8.0   | 950,902                       | 6.8   | 19,751    | 2.1   |
| 製造技術系事業 | 1,099,050                     | 9.5   | 1,546,144                     | 11.1  | 447,093   | 40.7  |
| 合計      | 11,598,515                    | 100.0 | 13,948,392                    | 100.0 | 2,349,877 | 20.3  |

② 設備投資の状況

設備投資の主なものは営業基盤システムの改修及びコンタクトセンターのシステム更新であり、その金額は89,024千円でありました。

③ 資金調達の状況

新株予約権（ストックオプション）の権利行使により102,100株の新株式を発行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,438千円増加いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第16期<br>(平成24年2月期) | 第17期<br>(平成25年2月期) | 第18期<br>(平成26年2月期) | 第19期<br>(当事業年度)<br>(平成27年2月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)        | 15,372,013         | 17,898,653         | 11,598,515         | 13,948,392                    |
| 経常利益(千円)       | 568,310            | 981,323            | 282,937            | 822,200                       |
| 当期純利益(千円)      | 283,330            | 563,605            | 161,896            | 487,605                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 5,902.72           | 112.32             | 27.50              | 78.31                         |
| 総資産(千円)        | 3,844,121          | 4,188,600          | 3,389,885          | 5,314,834                     |
| 純資産(千円)        | 789,754            | 1,665,188          | 1,786,403          | 2,194,901                     |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 16,453.23          | 296.98             | 289.26             | 349.63                        |

(注) 平成24年6月10日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

| 区 分            | 第16期<br>(平成24年2月期) |
|----------------|--------------------|
| 1株当たり当期純利益 (円) | 59.03              |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 164.53             |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国の経済見通しについては、政府の経済政策が下支えする中で景気回復が持続することが期待されますが、世界経済全体では、中国、ユーロ圏、ロシア等の各国経済が与える世界経済への影響が懸念されております。

我が国の人材サービス業界においては、現在、政府が国会に提出中の労働者派遣法改正案の施行に対する期待もありますが、一方で、就業スタッフの確保が重要な課題となっております。

当社は、今後とも拡大が期待できるBPOに関連する事業を主力事業として積極的に事業展開していく中で、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

##### ① BPO関連事業の拡大

当社が主力事業とするBPO関連事業では、今後とも、官公庁及び地方公共団体の財政支出抑制策として、公的業務の外部委託が進展していくほか、民間企業においても、コア事業への経営資源の集中に伴う周辺業務の外部委託が進むものと予想されます。

このようにBPO市場が拡大傾向にある中、当社はこれまで培ってきた効率的業務処理並びに品質管理を含めたBPO業務運用ノウハウを最大限に活かし、顧客の様々なニーズにお応えし、特に、平成28年1月から導入されるマイナンバー制度に関連する需要の獲得に注力するなど、BPO関連事業を積極的に拡大展開してまいります。

##### ② 就業スタッフの確保と満足度の向上

総合人材サービス事業を展開していく上で大変重要なことは、高い専門性や豊富な経験を有する就業スタッフの確保であります。

しかしながら、景気の回復とともに、優秀な就業スタッフの確保が次第に困難になってきております。そのため、当社は、就業スタッフ重視（本位）を志向し、教育研修制度や社員へのキャリアパス制度などの充実を図るとともに、有資格者によるキャリアコンサルティングをきめ細かく実施し、ワークライフバランスにマッチした職業設計を提供するなど、高付加価値を実現できる人材になることを支援してまいります。

当社はこれらの施策を通じて、就業スタッフの満足度向上を図り、引き続き「日本一親身な人材サービスカンパニー」を目指してまいります。



### ③ 経営基盤の強化、成長速度に応じた組織体制の充実

#### a. 人材の採用・育成と組織体制の充実

総合人材サービス事業を営む当社が一番の経営資源は“人”そのものであるとの認識から、人材の採用と育成を重要な経営課題として捉え、優秀な人材の採用並びに教育研修制度の充実による人材の育成に注力するとともに、人事制度の一層の充実を図り、社員の質的向上に努めてまいります。

また、外部環境、内部環境の変化に応じて組織を機動的に変更するなど、組織の隅々まで統制の取れた企業統治、経営管理を実現するため、当社の成長速度に応じた組織体制の充実を図ってまいります。

#### b. 情報システムの充実

今後とも、事業規模の拡大に伴い、業務処理量、管理コストが増加していくものと予想しております。当社は、そのような経営環境の変化に対応する情報システムの充実を図ることを重要な経営課題の一つとして、情報システム再構築による業務処理の効率化、就業スタッフ支援システムの高機能化等を推進しております。

また、インターネットは、スマートフォン等の普及により、個人の生活に結びついたメディアとしてその利用が拡大しております。当社は、このようなインターネットの進化に合わせて、今後とも積極的に新しい技術を取り入れることにより、顧客満足度の向上、就業スタッフ支援システムの充実、業務システムの一層の効率化に取り組んでまいります。

### ④ コンプライアンスの重視

人材サービス業は“人”を介して役務を提供するものであり、その運営には高い倫理性の保持とコンプライアンスの徹底が重要であります。当社は労働基準法、労働者派遣法等の関連法規の遵守を初めとして、事業運営に関わる全ての法令・ルールを遵守することが、当社が果たすべき社会的責任の基本であると認識しております。

当社は、関連法令に基づいた社内諸規程を整備するとともに代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況を監視する体制を整えて、コンプライアンスの徹底を図っておりますが、今後ともコンプライアンス体制の実効性を確保するための適切な運営を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

| 事業部門          | 事業内容                                                                                                                                            |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B P O（注1）関連事業 | 当事業では、B P O事業者（注2）が請け負ったB P O業務への人材派遣、業務効率化等の企画提案を踏まえたインセンティブ契約に基づく人材派遣、官公庁及び外郭団体並びに企業等の業務プロセスの一部についての企画・設計から実施までの業務請負を行っております。                 |
| C R M（注3）関連事業 | 当事業では、テレマーケティング事業者が請け負ったテレマーケティング業務（注4）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等のコンタクトセンター（注5）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等からのテレマーケティング業務の請負を行っております。 |
| 一般事務事業        | 当事業では、一般事務（注6）職をターゲットとした人材派遣、紹介予定派遣、人材紹介並びに顧客のニーズに合った一般事務の請負を行っております。                                                                           |
| 製造技術系事業       | 当事業では、製造拠点での製造・物流に係る業務について、人材派遣もしくは請負を行っております。                                                                                                  |

(注) 1. B P O (Business Process Outsourcing) とは、官公庁及び外郭団体並びに企業等の業務プロセスの一部について、業務の企画・設計から実施までを含めて外部委託することをいいます。

2. B P O事業者とは、官公庁及び外郭団体から当該業務を受託する者並びに企業等に対して業務効率化等の企画提案を行ったうえで、当該業務を受託する者をいいます。

3. C R M (Customer Relationship Management) とは、情報システムを応用して企業が顧客と長期的な関係を築く手法のことをいいます。詳細な顧客データベースを元に、商品の売買から保守サービス、問い合わせやクレームへの対応など、個々の顧客との全てのやり取りを一貫して管理することで、顧客の利便性と満足度を高め、顧客を常連客として囲い込むことを目的としています。

4. テレマーケティング業務とは、消費者からの商品やサービスについての問い合わせ・苦情などの受付、通信販売の受注、市場調査等を電話等の手段を使い、企業に代わって行うサービスのことをいいます。

5. コンタクトセンターとは、企業内において、顧客への対応を専門に行う事業所、部門のことをいいます。

6. 一般事務とは、テレマーケティング（その付随業務を含む）や製造技術系現場作業以外の、人事・総務・経理業務や伝票集計、パソコン操作等のデスクワークをいいます。

## (6) 主要な営業所 (平成27年2月28日現在)

| 名 称     | 所 在 地  |
|---------|--------|
| 本 社     | 東京都新宿区 |
| 東 京 支 店 | 東京都新宿区 |
| 札 幌 支 店 | 札幌市中央区 |
| 仙 台 支 店 | 仙台市青葉区 |
| 大 阪 支 店 | 大阪市北区  |
| 姫 路 支 店 | 兵庫県姫路市 |
| 福 岡 支 店 | 福岡市中央区 |
| 沖 縄 支 店 | 沖縄県那覇市 |

## (7) 従業員の状況 (平成27年2月28日現在)

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 489名    | 133名増     | 35.2歳   | 2.6年        |

- (注) 1. 従業員数には、正社員のほか契約社員、社外から当社への出向者を含み、兼務役員、臨時従業員 (パートタイマー) 及び就業スタッフは含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べて133名増加した主な要因は、受注案件の業務処理に関する品質及び生産性の一層の向上を図るため、人員体制の強化を図ったことによるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成27年2月28日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 263,728千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 183,355千円 |

- (注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 560,000千円 |
| 借入実行残高     | 48,000千円  |
| 差引額        | 512,000千円 |

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、平成27年1月26日に東京証券取引所市場第二部から東京証券取引所市場第一部への指定を受けました。

2. **株式の状況**（平成27年2月28日現在）

(1) **発行可能株式総数** 19,200,000株

(2) **発行済株式の総数** 6,277,900株（自己株式34株を含む）

(注) 新株予約権（ストックオプション）の権利行使により、発行済株式の総数は前事業年度末比102,100株増加しております。

(3) **株主数** 4,171名（前事業年度末比552名増）

(4) **大株主**

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
|                                                                             | 株         | %       |
| ス マ ー ト キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社                                                   | 2,576,000 | 41.03   |
| 近 藤 裕 彦                                                                     | 550,400   | 8.77    |
| キ ャ リ ア リ ン ク 従 業 員 持 株 会                                                   | 232,200   | 3.70    |
| B N Y G C M C L I E N T<br>A C C O U N T J P R D A C I S G<br>( F E - A C ) | 133,400   | 2.12    |
| 前 田 直 典                                                                     | 123,000   | 1.96    |
| M S I P C L I E N T<br>S E C U R I T I E S                                  | 113,000   | 1.80    |
| 森 村 夏 実                                                                     | 106,300   | 1.69    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>( 信 託 口 )                            | 103,000   | 1.64    |
| 日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>( 信 託 口 )                         | 98,500    | 1.57    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                           | 89,400    | 1.42    |

(注) 持株比率は、自己株式（34株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年2月28日現在）

| 地 位     | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況           |
|---------|------|------------------------|
| 代表取締役会長 | 近藤裕彦 |                        |
| 代表取締役社長 | 成澤素明 |                        |
| 専務取締役   | 平松武洋 | 管理本部長                  |
| 取締役     | 森村夏実 | 営業本部長兼営業企画部長           |
| 取締役     | 出口誠  | 営業本部営業一部長              |
| 取締役     | 竹田正広 | 管理本部情報システム部長           |
| 取締役     | 三浦一郎 | 立命館大学経営学部教授            |
| 常勤監査役   | 岸本雅晴 |                        |
| 監査役     | 中嶋正喜 | 税理士<br>公益社団法人日本山岳協会 監事 |
| 監査役     | 豊島忠夫 | 公認会計士                  |

- (注) 1. 取締役三浦一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岸本雅晴氏、監査役中嶋正喜氏及び監査役豊島忠夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中嶋正喜氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役豊島忠夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取締役三浦一郎氏を指定し、同取引所にその旨届け出ております。
6. 平成26年5月29日開催の第18期定時株主総会において、竹田正広氏が取締役、豊島忠夫氏が監査役にそれぞれ新たに選任され、就任いたしました。
7. 森川正志氏は、平成26年5月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 森優氏は、平成26年5月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

9. 当社は執行役員制度を導入しており、平成27年3月1日現在における執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位         | 氏 名     | 担 当          |
|-------------|---------|--------------|
| 社 長 執 行 役 員 | 成 澤 素 明 |              |
| 専 務 執 行 役 員 | 平 松 武 洋 | 管理本部長兼総合企画部長 |
| 執 行 役 員     | 森 村 夏 実 | 営業本部人材開発部長   |
| 執 行 役 員     | 出 口 誠   | 営業本部営業一部長    |
| 執 行 役 員     | 竹 田 正 広 | 管理本部情報システム部長 |
| 執 行 役 員     | 島 健 人   | 営業本部長兼営業推進部長 |
| 執 行 役 員     | 藤 枝 宏 淑 | 管理本部管理部長     |
| 執 行 役 員     | 山 中 宏 耕 | 研修センター長      |

(注) 平成27年3月16日付で以下のとおり執行役員の担当を変更しております。

| 氏 名     | 担 当          |                       |
|---------|--------------|-----------------------|
|         | 変 更 前        | 変 更 後                 |
| 平 松 武 洋 | 管理本部長兼総合企画部長 | 管理本部長兼総合企画部長<br>兼管理部長 |
| 藤 枝 宏 淑 | 管理本部管理部長     | 営業本部副本部長              |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額               |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(1名)  | 88,983千円<br>(2,721千円)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 14,235千円<br>(13,605千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 12名<br>(4名) | 103,218千円<br>(16,326千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、平成26年5月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 監査役の報酬等の額には、平成26年5月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成20年5月29日開催の第12期定時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)の決議をいただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月12日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内との決議をいただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a. 取締役三浦一郎氏は、立命館大学経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- b. 監査役中畠正喜氏は、公益社団法人日本山岳協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                    |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 三浦一郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。主に専門分野である経営学の専門家としての知見と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。                                                   |
| 監査役 岸本雅晴 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。常勤監査役として多くの主要会議にも出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、議案・審議に関して適宜必要な意見を述べました。                          |
| 監査役 中畠正喜 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地などから、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、議案・審議に関して適宜必要な意見を述べました。                           |
| 監査役 豊島忠夫 | 平成26年5月29日就任以降に開催された取締役会15回全てに出席し、また、同日就任以降に開催された監査役会14回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的な見地などから、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、議案・審議に関して適宜必要な意見を述べました。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 金 額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,800千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,350千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査の支援業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

なお、「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、平成21年5月15日開催の取締役会において決議され、その後も子会社の合併や組織変更等により、数度の改定を行っております。

### (1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役、従業員を含め全員に対して定めた企業理念・行動規範を遵守し、それらの実施については、取締役が自ら率先垂範し、企業理念・行動規範を社内情報共有システムへ配信するとともにクレドカードを配布するなど、従業員に対してその周知徹底を図る。
  - b. 代表取締役社長（以下、「社長」という。）を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局を法務部に設置し、当社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。
  - c. 当社の内部統制システムを整備・運用・向上させるために設置した内部統制推進委員会は、その活動経過及び内容について会計監査人と協議し、社長に報告し承認を得る。
  - d. 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況監査を実施し、その結果を社長に報告し、合わせて常勤監査役との定期会合において内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行う。
  - e. 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。
  - f. 当社は、内部通報規程に規定している法令違反その他コンプライアンスに関する内部通報制度を活用し、その有効性を確保する。
  - g. 当社は、反社会的勢力対応規程に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請は断固として排除する。
  - h. 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求めることができる。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、資金管理、資産活用、個別取引、事故、災害その他企業活動全般に係わる個々のリスクについて定めた与信管理規程並びに危機管理規程等に則り、リスクの認識・識別、分析・評価を行うとともに、既存の個別リスクに応じた総括的な形態別事業リスク分類に基づきカテゴリーごとに決められた管理責任者により、リスク管理体制を整備・維持・運用する。
- b. 当社は、不測の事態を想定して定めた危機管理規程に則り、不測の事態が発生した場合には、同規程に基づき社長を本部長とした対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行う基幹システムの適正な運用により厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に係わる重要文書を保存し、文書管理規程に基づき、以下の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じ10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (a) 株主総会議事録
- (b) 取締役会議事録
- (c) 稟議書
- (d) 重要な契約書
- (e) 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告、附属明細書、個別注記表、勘定科目明細書、その他決算書類
- (f) 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- b. 当社は、情報セキュリティ規程、個人情報適正管理規程を適正に運用し、会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会の運営について定めた取締役会規程に則り、取締役会を原則月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催する。また、社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。
  - b. 当社は、職務権限規程及び各取締役の職務分掌により、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
  - c. 取締役会の効率的な運営に資することを目的として設置された経営会議は、取締役会から委嘱された範囲内で職務を執行する。
  - d. 当社は、中期経営計画及び同計画に基づく各年度利益計画を策定し、予算制度に基づく適正な経営管理に努める。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置く。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価等は監査役と協議の上、取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の必要に応じて顧問弁護士や税理士、社会保険労務士その他の外部専門家に相談できる体制を確保するための体制
- a. 取締役は、取締役会において、適時、担当する業務の執行状況を報告する。
  - b. 取締役及び使用人は、常勤監査役が出席する経営会議の他、営業推進会議等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。なお、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - c. 取締役は、コンプライアンス規程に基づき、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
  - d. 監査役は、代表取締役との定期的な協議、内部監査室との意見交換を通じて執行部門との意思疎通を十分に図る。
  - e. 監査役は、当社の重要な意思決定の文書である稟議書、議事録を閲覧し、常勤監査役は、その他に内部統制に係わる各種会議及び主要会議体に参加する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制が有効に行われる体制を整備、維持する。

(ご参考)

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、平成27年2月25日開催の取締役会で平成27年3月1日付にて執行役員制度を導入することを決議したことに伴い、上記内容の一部を以下のとおり改定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、取締役、執行役員を含む使用人（以下、「使用人」という。）を含め全員に対して定めた企業理念・行動規範を遵守し、それらの実施については、取締役及び執行役員が自ら率先垂範し、企業理念・行動規範を社内情報共有システムへ配信するとともにクレドカードを配布するなど、使用人に対してその周知徹底を図る。

b. 代表取締役社長（以下、「社長」という。）を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局を法務部内に設置し、当社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。

d. 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況監査を実施し、その結果を社長に報告し、併せて常勤監査役との定期会合において内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行う。

e. 取締役及び執行役員は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

c. 取締役会の監督機能強化を図るとともに、業務執行に係る責任と役割を明確にし、意思決定、業務執行の迅速化を図るため設置された執行役員制度のもと、執行役員は、取締役会から委嘱された範囲内で職務を執行する。

⑥ 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の必要に応じて顧問弁護士や税理士、社会保険労務士その他の外部専門家に相談できる体制を確保するための体制

- b.取締役及び使用人は、常勤監査役が出席する執行役員会の他、営業推進会議等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。なお、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- c.取締役及び執行役員は、コンプライアンス規程に基づき、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ① 反社会的勢力との関係遮断についての基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。

### ② 整備状況

当社は、反社会的勢力との関係排除は企業としての重要な社会的責任と強く認識し、行動規範には公正な取引などとともに反社会的行為への関与の禁止を明記し、役員及び従業員にそれらの周知徹底を図っております。実務面では、新規取引先については、取引開始前にインターネット検索サイトなどを利用して反社会的勢力に該当しないかの調査を行うことを与信管理規程及び購買管理規程に規定し、取引先との間で反社会的勢力排除条項の入った契約書又は覚書を締結するほか、反社会的勢力による不当要求など万一の場合に備えて、反社会的勢力対応マニュアルを規定しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入するとともに、平素から各事業所の所轄警察署及び都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集に努めております。

---

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,902,684</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,635,604</b> |
| 現金及び預金          | 3,173,671        | 短期借入金           | 48,000           |
| 売掛金             | 1,510,493        | 1年内償還予定の社債      | 127,000          |
| 仕掛品             | 46,696           | 1年内返済予定の長期借入金   | 190,592          |
| 貯蔵品             | 4,021            | 未払金             | 994,725          |
| 前払費用            | 68,408           | 未払費用            | 197,927          |
| 繰延税金資産          | 80,426           | 未払法人税等          | 362,133          |
| 未収入金            | 13,351           | 未払消費税等          | 538,662          |
| その他             | 6,072            | 前受金             | 2,134            |
| 貸倒引当金           | △457             | 預り金             | 103,651          |
| <b>固定資産</b>     | <b>412,149</b>   | 賞与引当金           | 70,778           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>95,039</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>484,328</b>   |
| 建物              | 35,023           | 社債              | 147,000          |
| 工具、器具及び備品       | 46,050           | 長期借入金           | 255,715          |
| 建設仮勘定           | 13,965           | 退職給付引当金         | 16,200           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>130,570</b>   | 資産除去債務          | 40,484           |
| ソフトウェア          | 126,910          | その他             | 24,928           |
| その他             | 3,659            | <b>負債合計</b>     | <b>3,119,933</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>186,540</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 投資有価証券          | 2,887            | <b>株主資本</b>     | <b>2,193,956</b> |
| 出資金             | 10               | 資本金             | 388,005          |
| 長期前払費用          | 983              | 資本剰余金           | 234,364          |
| 繰延税金資産          | 265              | 資本準備金           | 234,364          |
| 敷金及び保証金         | 168,716          | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,571,604</b> |
| その他             | 13,678           | その他利益剰余金        | 1,571,604        |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,314,834</b> | 繰越利益剰余金         | 1,571,604        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△18</b>       |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b> | <b>944</b>       |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 944              |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,194,901</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>  | <b>5,314,834</b> |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 13,948,392 |
| 売上原価         | 11,000,968 |
| 売上総利益        | 2,947,424  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,115,451  |
| 営業利益         | 831,972    |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 399        |
| 受取配当金        | 34         |
| 受取手数料        | 649        |
| 還付加算金        | 3,000      |
| その他          | 7          |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 8,546      |
| 社債利息         | 1,750      |
| 社債発行費償却      | 1,109      |
| 支払保証料        | 1,675      |
| その他          | 782        |
| 経常利益         | 822,200    |
| 税引前当期純利益     | 822,200    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 386,662    |
| 法人税等調整額      | △52,068    |
| 当期純利益        | 487,605    |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |                                        |                  |         |                  |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|----------------------------------------|------------------|---------|------------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                              |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計<br>合 計 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                  |
| 当 期 首 残 高                   | 384,567 | 230,926   | 230,926      | 1,170,459                              | 1,170,459        | △18     | 1,785,936        |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |              |                                        |                  |         |                  |
| 新 株 の 発 行                   | 3,438   | 3,438     | 3,438        |                                        |                  |         | 6,876            |
| 剰余金の配当                      |         |           |              | △86,460                                | △86,460          |         | △86,460          |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |              | 487,605                                | 487,605          |         | 487,605          |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |           |              |                                        |                  |         |                  |
| 当期変動額合計                     | 3,438   | 3,438     | 3,438        | 401,144                                | 401,144          | -       | 408,020          |
| 当 期 末 残 高                   | 388,005 | 234,364   | 234,364      | 1,571,604                              | 1,571,604        | △18     | 2,193,956        |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 466              | 466            | 1,786,403 |
| 当 期 変 動 額                   |                  |                |           |
| 新 株 の 発 行                   |                  |                | 6,876     |
| 剰余金の配当                      |                  |                | △86,460   |
| 当 期 純 利 益                   |                  |                | 487,605   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | 477              | 477            | 477       |
| 当期変動額合計                     | 477              | 477            | 408,498   |
| 当 期 末 残 高                   | 944              | 944            | 2,194,901 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② たな卸資産

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備並びに工具、器具及び備品のうち、事業用の資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 10～15年 |
| 車両運搬具     | 3年     |
| 工具、器具及び備品 | 5～15年  |

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支出に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 資産から直接控除した減価償却累計額 |          |
| 建物                | 48,456千円 |
| 工具、器具及び備品         | 96,248千円 |

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 6,277,900株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 34株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当金 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|----------|----------|----------------|----------------|
| 平成26年<br>5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 86,460千円 | 14.00円   | 平成26年<br>2月28日 | 平成26年<br>5月30日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり配当金 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|-----------|----------|----------------|----------------|
| 平成27年<br>5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 100,445千円 | 16.00円   | 平成27年<br>2月28日 | 平成27年<br>5月29日 |

- (4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 1,000株

#### 4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 未払事業税        | 28,102千円  |
| 未払事業所税       | 8,751千円   |
| 賞与引当金        | 25,226千円  |
| 退職給付引当金      | 5,774千円   |
| 資産除去債務       | 14,429千円  |
| 未払役員退職慰労金    | 8,885千円   |
| 未払賞与         | 11,430千円  |
| その他          | 8,459千円   |
| 繰延税金資産小計     | 111,056千円 |
| 評価性引当額       | △23,314千円 |
| 繰延税金資産合計     | 87,742千円  |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △522千円    |
| その他          | △6,528千円  |
| 繰延税金負債合計     | △7,050千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 80,691千円  |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前会計年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5,445千円減少し、当会計年度に計上された法人税等調整額（借方）が5,445千円増加しております。

### (3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）」等が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する会計年度から法人税率が引き下げられ、事業税率（所得割）が段階的に引き下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来からの35.64%から、平成28年3月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成29年3月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%へ変更となります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入、社債発行により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はその他有価証券であるため、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は貸主の信用リスクに晒されております。短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、社債、長期借入金については流動性リスクに、また、短期借入金、社債、長期借入金については、支払金利の変動リスクにも晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a.信用リスクの管理

営業管理規程、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b.市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### c.流動性リスクの管理

借入金、社債、未払金に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、十分な手元現預金と未使用の当座貸越契約で十分に備えております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### ⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                             | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額  |
|-----------------------------|-----------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金                  | 3,173,671 | 3,173,671 | —    |
| (2) 売掛金                     | 1,510,493 | 1,510,493 | —    |
| (3) 投資有価証券                  |           |           |      |
| その他有価証券                     | 2,887     | 2,887     | —    |
| (4) 敷金及び保証金                 | 168,716   | 168,672   | △44  |
| 資産計                         | 4,855,769 | 4,855,725 | △44  |
| (1) 未払金                     | 994,725   | 994,725   | —    |
| (2) 未払法人税等                  | 362,133   | 362,133   | —    |
| (3) 未払消費税等                  | 538,662   | 538,662   | —    |
| (4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)       | 274,000   | 274,215   | 215  |
| (5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 446,307   | 445,689   | △617 |
| 負債計                         | 2,615,828 | 2,615,426 | △401 |

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

## (4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## (1)未払金、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4)社債

社債の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (5)長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 3,173,671 | —       | —        | —    |
| 売掛金    | 1,510,493 | —       | —        | —    |
| 合計     | 4,684,165 | —       | —        | —    |

(注)敷金及び保証金は償還予定を見積もっているため、上表には含めておりません。

3. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 社債    | 127,000 | 93,000      | 54,000      | —           | —           | —   |
| 長期借入金 | 190,592 | 173,496     | 72,219      | 10,000      | —           | —   |
| 合計    | 317,592 | 266,496     | 126,219     | 10,000      | —           | —   |

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 349円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 78円31銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。



## 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年4月13日

キャリアリンク株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |    |    |   |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 | 守  | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 加藤 | 雅之 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 堀切 | 進  | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアリンク株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制推進委員会、危機管理委員会等その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書、決裁書、契約書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査役監査実施のためのチェックリスト」に基づき、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役から有効である旨、また、有限責任 あずさ監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月14日

キャリアリンク株式会社 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 岸 | 本 | 雅 | 晴 | Ⓜ |
| 監査役（社外監査役）   | 中 | 畠 | 正 | 喜 | Ⓜ |
| 監査役（社外監査役）   | 豊 | 島 | 忠 | 夫 | Ⓜ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、成長を持続させるための事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、適正で安定した配当を継続実施していくことを利益配分に関する基本方針としております。

第19期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、1株につき普通配当14円とし、そして、平成8年10月に創業して以来、当社は今年が第20期となりますので、20年目の節目を迎える記念として普通株式1株につき2円の記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円（うち、普通配当14円・記念配当2円）とさせて頂きたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は100,445,856円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の取締役の任期満了の時までであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                   | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|
| まえだ なおふみ<br>前田直典<br>(昭和35年3月5日生) | 昭和59年4月 日本勧業角丸証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社             | 123,000株    |
|                                  | 昭和63年4月 シンキ株式会社 取締役                             |             |
|                                  | 平成元年5月 学校法人姫路情報学院 理事                            |             |
|                                  | 平成3年5月 財団法人姫路十字会(現 公益財団法人姫路十字会)理事               |             |
|                                  | 平成10年11月 シンキ株式会社 代表取締役社長兼営業統括本部長                |             |
|                                  | 平成16年5月 財団法人姫路十字会(現 公益財団法人姫路十字会)理事長(現任)         |             |
|                                  | 平成17年12月 学校法人姫路情報学院 理事長(現任)                     |             |
|                                  | 平成18年3月 株式会社CLH(現 スマートキャピタル株式会社)代表取締役(現任)       |             |
|                                  | 平成18年5月 当社 取締役会長                                |             |
|                                  | 平成22年5月 当社 取締役会長 退任                             |             |
|                                  | (重要な兼職の状況)<br>公益財団法人姫路十字会 理事長<br>学校法人姫路情報学院 理事長 |             |

(注) 1. 前田直典氏は、新任の取締役候補者であります。

2. 前田直典氏は、当社の大株主であるスマートキャピタル株式会社の代表取締役ですが、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成20年5月29日開催の当社第12期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、取締役報酬制度の見直しにより、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円の範囲内で割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、ストックオプションとしての新株予約権を取得させるものであります。そのストックオプションとしての報酬の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況及び貢献度等を基準として決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、社外取締役を除く取締役は現在6名ですが、取締役3名が本総会終結の時をもって辞任され、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、ストックオプションとしての新株予約権の割当ての対象となる取締役は4名となります。

#### 1. 目的

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、取締役が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

#### 2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は（以下、「付与株式数」という。）新株予約権1個当たり100株とする。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）

又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は50,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を500個とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

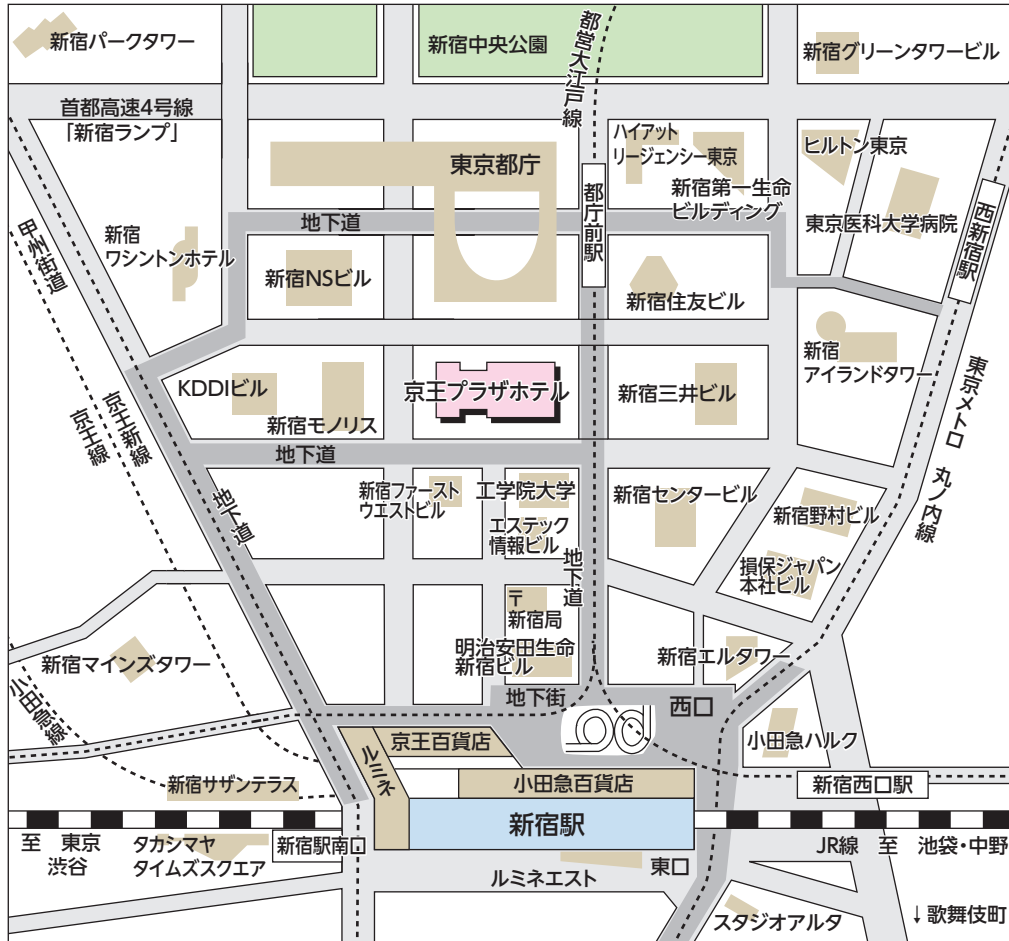
(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 43階 ムーンライト



### ●新宿駅西口より徒歩

約5分 (JR・京王線・小田急線・地下鉄)

新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。

### ●都営大江戸線都庁前駅より徒歩

地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上ったすぐ右側です。

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意いたしておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。